

AOMORI LEGAL NEWS

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



従業員によるSNSトラブルへの対応

近年、SNSの利用率が増加しています。従業員が不適切な文章や画像をSNSに投稿することで、会社が思わぬ被害を受けるケースも数多く発生しており、注意が必要です。今回のニュースレターでは、従業員によるSNSトラブルへの対応についてご説明させていただきます。

1 会社に発生し得る損害

従業員が顧客の個人情報を流出させた場合には、顧客から会社に対し、損害賠償請求が行われる可能性があります。また、従業員が会社の営業秘密を流出させた場合には、競合他社がその情報を入手・活用することで、会社に損害を生じさせる可能性があります。さらに、会社の労働環境等について、誤解を招くような投稿が行われた場合には、会社の信用が低下するおそれがあります。

2 事前の対策

会社が従業員によるSNSトラブルを回避するための事前対策としては、まずは従業員へのSNS教育が挙げられます。SNSが急速に発達する一方で、SNSに関する学校等での教育は十分に行われていません。会社としては、従業員に対し、SNSが引き起こす損害の重大性やインターネット・リテラシーについての研修を定期的に行うことが有効な対策のひとつとなります。

また、従業員がSNSを利用することについて、就業規則や社内ガイドラインの策定、秘密保持契約書・誓約書の作成を義務付けるなどして、従業員の一人一人にSNSが引き起こす損害の重大性を自覚させることが大切です。特に、就業規則の服務規律と懲戒事由において、SNSの利用に関する規定を設けることで、SNSの不適切な利用への抑止力となるでしょう。

3 事後的な対応

従業員がSNSに不適切な投稿を行った場合、会社の事後的な対応として、まずはその投稿記事をスクリーンショットやプリントアウトすることにより、証拠を確保する必要があります。その上で、その従業員に対して、速やかに投稿内容を削除するように要請し、インターネット上で拡散することを防止するようにしましょう。さらに、事前に就業規則においてSNSの不適切な利用を懲戒事由として定めておくことにより、その従業員に対して懲戒処分を行うことができます。ただし、不相当に重い懲戒処分を行うと法的紛争に発展するおそれがありますので、慎重に対応しましょう。そして、従業員の不適切なSNSでの投稿により会社が損害を受けた場合には、会社からその従業員に対して損害賠償請求をすることが考えられます。従業員によるSNSトラブルについてご不明のことがありましたら、お気軽に当事務所にご相談ください。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス 代表社員弁護士:木村哲也

電話番号 0120-146-111 受付時間:午前9時~午後5時

■青森シティ法律事務所

■八戸シティ法律事務所

〒030-0823 青森市橋本2丁目13番5号 グランスクエア青森3階 〒031-0042 八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階